

春日部市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活系排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、転換による合併浄化槽の設置（以下「浄化槽設置整備事業」という。）をする者に対し、補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、春日部市補助金等の交付手続等に関する規則（平成17年規則第125号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 浄化槽 次のアからウまでのいずれにも該当する浄化槽をいう。

ア 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する浄化槽であること。

イ 生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率が90%以上、放流水のBODが日間平均値で1リットルにつき20ミリグラム以下の機能を有するもので、合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針（平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知）に適合する浄化槽であること。

ウ 浄化槽設置整備事業実施要綱の取扱いについて（平成18年4月21日付け環廃対発第060421004号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課浄化槽推進室長通知）12に規定する要件を満たす環境配慮型浄化槽であること。

(2) 生活系排水 し尿処理水、炊事、洗濯、入浴等人の生活に伴い一般家庭から排出される水をいう。

(3) 公共用水域 河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれらに接続する公共溝きょ、かんがい用水路その他公共の用に供される水路（下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号及び第4号に規定する公共下水道及び流域下水道を除く。）をいう。

(4) 住宅 専ら居住の用に供する建物又は延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する建物をいう。

(5) 転換 住宅の既存単独処理浄化槽又はくみ取便槽を10人槽以下の合併浄化槽に入れ

替えることをいう。ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認申請を必要とする建築物の新築、増築及び改築に伴い合併浄化槽を設置する場合を除く。

(6) 既存単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条の規定により浄化槽とみなされたもので、既に住宅に設置されているし尿のみを処理するものをいう。

(7) くみ取便槽 し尿を貯留し、定期的にこれをくみ取って処分する方式の便槽（泡及び少量の水を使用する簡易水洗便所で定期的にくみ取りをする方式の便槽を含む。）をいう。

（補助対象事業等）

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、浄化槽設置整備事業とする。

2 補助金の交付の対象となる経費は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が適当でないと認めた経費については、補助金の交付の対象外とする。

(1) 合併浄化槽の設置に要する費用（合併浄化槽の本体及び本体の設置工事費）

(2) 既存単独処理浄化槽又はくみ取便槽の撤去に要する費用

(3) 配管工事に要する費用

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる経費の額以内とし、当該各号に定める額を限度額とする。

(1) 合併浄化槽の設置に要する費用（合併浄化槽の本体及び本体の設置工事費）

332,000円

(2) 既存単独処理浄化槽又はくみ取便槽の撤去に要する費用 40,000円

(3) 配管工事に要する費用 180,000円

（補助対象区域）

第5条 補助金の交付の対象となる区域は、法第12条の4に規定する浄化槽処理促進区域とする。

（補助対象者）

第6条 補助金の交付の対象となる者は、前条に規定する区域内において、浄化槽設置整備事業を行う者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

(1) 住宅を借りている者で、賃貸人の承諾が得られないもの

- (2) 住宅の販売を目的として転換をする者
- (3) 第 8 条に規定する交付の申請の前に浄化槽設置工事に着手した者
- (4) 浄化槽からの放流水の放流先が確保できない者
- (5) その他市長が不相当と認めた者

(単独処理浄化槽等の撤去)

第 7 条 補助事業者（規則第 2 条第 3 号に規定する者をいう。以下同じ。）は、やむを得ない理由により、既存単独処理浄化槽又はくみ取便槽は撤去を要しないと市長が認めた場合を除き、単独処理浄化槽又はくみ取便槽は撤去しなければならない。

(交付の申請)

第 8 条 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助事業等を開始しようとする日までに、春日部市浄化槽設置整備事業補助金交付申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 法に定める審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し
- (2) 浄化槽の設置場所の案内図及び浄化槽配置配管図
- (3) 浄化槽に関する調書及び浄化槽構造図の写し
- (4) 工事見積明細書（撤去及び配管工事を行う場合にあっては、その費用を含む。）の写し
- (5) 住宅等を借りている者は、賃貸人の承諾書
- (6) 瑕疵担保等確認書の写し
- (7) 誓約書（様式第 2 号）及び全国浄化槽推進市町村協議会が定める浄化槽登録要領施行細則第 6 条第 1 項に規定する登録浄化槽管理票
- (8) 昭和 63 年以降に交付を受けた浄化槽設備士免状の写し又は小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会の修了証書の写し
- (9) 排水放流許可書又は承諾書がある場合は、その写し
- (10) 小型合併処理浄化槽機能保証制度に基づく保証登録証
- (11) 既存単独処理浄化槽又はくみ取便槽を撤去できない場合にあっては、その理由を記した理由書
- (12) その他市長が必要と認める書類

(交付決定の通知)

第 9 条 補助金の交付決定の通知は、春日部市浄化槽設置整備事業補助金交付決定通知書（様式第 3 号）によるものとする。

(計画変更等の承認)

第10条 補助事業等の計画の変更をしようとする者は、春日部市浄化槽設置整備事業変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、春日部市浄化槽設置整備事業変更承認通知書（様式第5号）による承認を受けなければならない。

（状況報告）

第11条 補助事業者は、市長の要求があったときは、補助事業等の遂行の状況について、当該要求に係る事項を書面で市長に報告しなければならない。

（実績報告）

第12条 補助事業者は、実績報告をしようとするときは、補助事業等の完了後1か月以内又は当該年度の2月28日のいずれか早い日までに春日部市浄化槽設置整備事業実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- （1）浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し（補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証明する書類）
- （2）法第7条及び第11条に規定する水質に関する検査に係る払込票の写し
- （3）工事費用の内訳明細が記載されている領収書（撤去及び配管工事を行った場合にあっては、その費用を含む。）の写し
- （4）施工状況の写真（撤去及び配管工事を行った場合にあっては、撤去及び配管の布設状況を含む。）
- （5）撤去した単独処理浄化槽又はくみ取便槽の処分に関するマニフェスト（E票）の写し
- （6）施工チェックリスト
- （7）その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第13条 補助金の額の確定の通知は、春日部市浄化槽設置整備事業補助金交付額確定通知書（様式第7号）によるものとする。

（補助金の交付）

第14条 補助金の交付の請求は、春日部市浄化槽設置整備事業補助金交付請求書（様式第8号）によるものとする。

（施工の確認）

第15条 市長は、補助事業等を適正に執行するため、浄化槽の設置工事の状況を現場において確認するものとする。

（所有者等の責務）

第16条 補助対象となっている浄化槽の所有者又は使用者は、当該設備又は施設に定められた保守点検、清掃及び法定検査を定期的実施し、常にその機能が良好な状態で保持できるよう維持管理しなければならない。

2 浄化槽の所有者又は使用者は、法第7条及び第11条の規定により水質に関する検査を受けなければならない。

(書類の整備等)

第17条 補助事業者は、補助事業等に係る収入、支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入、支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、補助事業等の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(春日部市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の廃止)

2 春日部市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（令和4年4月1日制定。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行の日前に、旧要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

4 この要綱の施行の際現にある旧要綱による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

(要綱の見直し)

5 市長は、補助金支出の効果の検証を毎年度行うものとし、その結果に基づいて令和12年3月31日までに要綱の制定改廃その他必要な措置を講ずるものとする。